

点検基準(維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験)

定期点検 (需要設備)

設 備		点検項目	月次点検 [隔月1回]	年次点検 [毎年1回]	
				年次点検 I	年次点検 II
引込設備	区分開閉器	外観点検	○	○	○
		10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
		継電器の動作試験		△	○
		継電器の慣性特性試験		△	○
		継電器の動作特性試験		△	○
		開閉器と継電器の連動試験		△	○
	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○	○
		10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
受電設備	断路器	外観点検	○	○	○
		10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○
		10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○
		10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
		継電器の動作試験		△	○
		継電器の慣性特性試験		△	○
		継電器の動作特性試験		△	○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験		△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
		内部点検		△	△
		絶縁油の酸価度試験		△	△
	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○	○
		10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○
		10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	避雷器	外観点検	○	○	○
		10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	母線等	外観点検	○	○	○
		10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○
		10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定		△	○
受・配電盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○
		電圧値、電流値の測定	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		計器校正試験		△	△
		シーケンス試験		△	△
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定		△	○
		漏えい電流測定	○	○	○
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○

(規程一隔月点検)

設 備		点検項目	月次点検 [隔月1回]	年次点検 [毎年1回]	
				年次点検 I	年次点検 II
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	遮断器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
絶縁状態監視		低圧絶縁監視装置による			
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○
		電圧測定	○	○	○
		比重測定		○	○
		液温測定		○	○
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
	構造物等	外観点検	○	○	○
	非常予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○
始動・停止試験			○	○	○
保護継電器の動作試験				△	○
発電機及び励磁装置		外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等		外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		△	○
		発電電圧、周波数(回転数)の測定	○	○	○
		保護継電器の動作試験		△	○
		インターロック試験		△	△

- 注1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 2 年次点検は毎年1回実施し、年次点検Iと年次点検IIに区分する。なお、年次点検IIは3年に1回実施する。
- 3 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 4 △印のものは、保安業務マニュアル等による巡視、点検及び測定・試験の実施とその判断基準により、実施しない場合がある。
- 5 絶縁油の酸価度試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。
- 6 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。
- 7 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
- 8 区分開閉器を開放して休止する設備にあっては、その休止期間中の点検を実施しないことがある。
- 9 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることがある。
- 10 「外観点検」とは、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無(サーモラベルによる過熱の判定を含む)、電線と他物との離隔距離の適否、接地線等の保安装置の取付け状態等の点検をいう。
- 11 10<sup>kV</sup>ボルトによる絶縁抵抗測定は、6<sup>kV</sup>ボルトの高圧設備に対して適用する。
- 12 小出力発電設備が設置されている場合は、負荷設備に準じた点検項目で点検を行う。